

呉バレーボール協会 競技者および役員倫理規程

1. 目的

本規程は、呉バレーボール協会（以下「本会」という。）関係の競技者（選手，チーム，チーム関係者を含む）及び役員が，スポーツ関係者としての倫理を逸脱する行為を行うことにより，他から疑惑や不審を招き，批判を受けることのないよう，あらかじめガイドラインとして禁止事項を示し，注意を喚起することを目的として定めるものである。

2. 競技者および役員の責務

競技者および役員は，本会の定めた諸規程や決定事項を遵守し，競技規則を守り，常に品位と名誉を重んじつつ，フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し，バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

3. 競技者および役員の禁止事項

競技者および役員は，次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 競技者または役員として著しく品位または名誉を傷つける言動をとること。
- (2) 故意に虚偽の申告を行って，競技会への参加資格や補助金などの金品を得ること。
- (3) セクシャルハラスメント，パワーハラスメント，暴力行為，個人的な差別など人権尊重の精神に反することや，個人の名誉を傷つける言動をとること。
- (4) 禁止薬物使用の違法行為はもとより，フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- (5) 本会が認めていない競技会等に事前の了解もなく，参加または開催のため金品を授受すること。
- (6) 競技における不正行為を期待して，役員，審判員，相手チーム関係者などとの間で金品を授受することはもとより，事前に接触すること。
- (7) 選手の進路にかかわる所定の手続きを経ずして，選手の勧誘，入部，移籍などを行うこと。また，選手の勧誘，入部，移籍に関連して，選手にこれらを強要したり，当事者（選手，保護者，指導者，代理人など）間において，社会通念上の良識を逸脱する金品の授受を行うこと。
- (8) その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

4. 規程に違反した場合の対処等

- (1) 競技者及び役員がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認めるときは，理事長は直ちに事実関係の調査を行い，調査結果を報告するために常任理事会の開催を求めなければならない。なお，調査に当たっては，公正を期するために必ず当事者からの事情聴取，弁明の機会を設けなければならない。
- (2) 調査の結果違反行為があったと認められる場合は，常任理事会にて課すべき処分等を審議，決定するものとする。
- (3) 前項の処分の内容は，競技者にあつては，競技会等への出場及び参加資格の一定期間または永久の停止あるいはその他の処分，役員にあつては，役員資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分を行う。ただし，違反の事実が当事者の故意でなく軽微な場合は，注意または警告に留める。
- (4) 会長は常任理事会で決定された処分の内容を該当者へ文書で通知する。

5. その他

この規程の実施に関して必要な事項は常任理事会で決定するが，この規程の変更・改正・廃止は代表理事会の決議を要する。

附則 本規程は平成 23 年 4 月 29 日から施行する。